

○沖縄市防災士資格取得補助金交付要綱

(令和3年3月18日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄市地域防災計画に基づき、地域防災のリーダーとして地域防災力の向上に寄与する人材の育成を目的に、防災士資格取得にかかる経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、沖縄市補助金等交付規則（平成30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、各号に定める。

- (1) 防災士 認定特定非営利活動法人日本防災士機構により防災士として認証を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第2条の規定により市長が認めたものをいう。

(補助の対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自主防災組織から推薦のある者
 - (2) 市内に在住している者
- 2 各自主防災組織が1会計年度において推薦できる者は、最大2名までとする。

(補助事業、対象経費等)

第4条 当該補助金の交付決定を受け防災士として認証を受けた者に対し、資格取得にかかる経費のうち一定の補助金を交付する。

- 2 補助対象となる経費は、資格取得にかかる経費のうち次に掲げるものとする。
 - (1) 防災士養成研修講座受講料
 - (2) 防災士教本代
 - (3) 防災士資格取得試験受験料
 - (4) 防災士資格認証登録料
- 3 補助金額は、経費の2分の1以内とし、一人当たりの上限を30,000円とする。
- 4 補助対象となる研修講座は、当該年度の2月末日までに実施されるものとし、3月に実施される研修講座は、原則として対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、申請を行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 自主防災組織推薦状(様式第2号)

- (3) 同意書(様式第3号)
- (4) 防災士養成講座受講の決定が確認できる書類
- (5) 防災士認証要件として認めている救急救命講習等の修了証の写し(防災士認証登録申請日より5年以内かつ修了証発行者が定めた有効期限内であるものに限る。)
- (6) 補助事業者の住民票謄本又は運転免許証等の身分証明ができる書類の写し
- (7) その他市長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助金交付可否決定通知書(様式第4号)を通知する。

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、天災地変その他予算の執行に特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、特に市長が認める部分については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、補助事業者に対し、速やかに補助金交付決定変更・取消通知書(様式第5号)を通知するものとする。

(報告)

第8条 市長は、補助事業者に、補助事業執行報告書(様式第6号)により報告を求めることができる。

(指示)

第9条 市長は、補助事業者が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者に対して指示を行うときは、補助事業遂行指示書(様式第7号)により、補助事業者に通知する。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項において、以下に定める軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業の目的、実施内容、経費を実質的に変更するものではない場合

(2) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献するものであり、かつ、補助事業の交付の目的の達成に何ら支障がないと認められる場合

3 市長は、第1項の規定による補助事業の変更又は中止を認めるときは、条件を付して補助金交付変更等承認通知書(様式第9号)により通知する。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、試験の結果に応じて、補助事業完了から 30 日以内又は交付決定を受けた当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

2 試験合格者

- (1) 補助事業実績報告書 (様式第 10 号)
- (2) 試験結果が確認できる書類の写し
- (3) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (4) 前号の書類が当該年度内に提出できない場合は、防災士認証登録申請が確認できる書類の写し
- (5) 領収書等の支払いの確認ができる書類の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

3 試験不合格者

- (1) 補助事業実績報告書 (様式第 10 号)
- (2) 試験結果が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

4 第 2 項に基づき同項第 4 号の書類により報告し、同項第 3 号の書類が発行された場合は、速やかにその書類を提出しなければならない。

(補助金等の確定等)

第 12 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書 (様式第 11 号) により、補助金の額及び請求期限等を、補助事業者へ通知するものとする。

2 当該補助金の請求期限については、補助金確定から 14 日以内とする。

(交付の請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた者は、前条第 2 項で定められた期限までに補助金交付請求書 (様式第 12 号) 及び補助金交付確定通知書 (様式第 11 号) の写しを提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金交付請求を受けた場合は、補助事業者に対して補助金等を交付する。

(交付の決定の取り消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに補助金交付決定変更・取消通知書 (様式第 5 号) を通知するものとする。

- (1) 偽りその他の手段により交付の決定をうけたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (4) 正当な理由なく補助事業に関して市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由なく市長が定めた期限までに実績報告を提出しなかったとき。
- (6) この規定その他法令等の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金返還請求書（様式第 13 号）により期限を定めてその返還を指示するものとする。

- (1) 交付の決定の取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているとき。
- (2) 確定した額を超える補助金が交付されているとき。

2 市長は、第 7 条若しくは第 15 条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定を取消し、又は第 9 条第 1 項の規定により補助事業の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。